

## 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について

### 1. 看護職員と他職種との業務分担

#### ① 薬剤師

院外処方体制を維持し、薬剤師が病棟での服薬指導、持参薬管理や薬剤管理を担うことにより、看護師の負担軽減を図る。

#### ② 事務職

入院等受付業務を集中化し、入院案内等各種手続きを事務職が行うことで、看護師が本来の看護業務に専念できる体制を整備する。

#### ③ 多職種からなる役割分担推進のための委員会

年1回以上委員会を開催し、役割分担推進の実施状況等について報告を行う。

### 2. 看護補助者の配置

- ① 看護補助員を適正に配置、活用し、看護職員の業務分担の軽減を図る。病棟内においては、看護職員が行う書類・伝票の整理・作成の代行や診療録の準備等についても業務分担を推進する。

### 3. 妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮

- ① 出産後、職場へのスムーズな復帰を促すため、院内保育所による保育を実施する。
- ② 妊娠中、本人の申請により深夜の勤務を免除する。
- ③ 職員の勤務時間等に関する条例により、長子が小学3年に達するまでの子のある職員は深夜勤務及び時間外勤務を制限する。
- ④ 育児短時間勤務制度を設けている。

### 4. その他

- ① 夜勤・交代勤務ガイドラインに添った勤務形態にするため、変則交換性勤務を拡充するとともに勤務形態変更に合わせて環境を整備する。
- ② 夜勤専従の臨時看護師の採用により、正規看護師の夜勤負担軽減を図る。
- ③ 看護配置基準7対1を維持できるよう看護職員数を適正に管理し、職員1人当たりの業務負担を軽減するとともに、年休等休暇が取得しやすい体制を整備する。
- ④ 専門及び認定看護師資格取得のための長期研修を職免扱いとすることで、専門分野の知識、技術等の習得を支援する。